



埼玉県報

第 2 3 9 5 号
平 成 2 4 年 6 月 5 日
火 曜 日

目 次

告示

- [インターネット時事情報利用に関する契約の相手方等の公示\(システム管理課\)](#)
- [県庁LANシステム構成機器賃借及び運用管理業務委託に関する入札公告\(システム管理課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示\(入札企画課\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム用インターネットデータセンターの運用管理業務等委託に関する契約の相手方等の公示\(入札企画課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する契約の相手方等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する契約の相手方等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示\(特別支援教育課\)](#)
- [電子計算機等の賃貸借に関する契約の相手方等の公示\(会計課\)](#)
- [機動救助車\(NBC車\)の購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [重要犯罪捜査支援システムの賃貸借に関する入札公告\(施設課\)](#)
- [県道菅谷寄居線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
インターネット時事情報利用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部システム管理課システム基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号
- 5 契約金額
37,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第七百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県庁LANシステム構成機器賃借及び運用管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成30年1月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部システム管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (6) 国、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）において、平成19年4月以降に本調達案件と同等のネットワークを構築し、かつ、同月以降に本調達案件と同等のネットワークの運用管理業務を受託した実績を有する者であること。
- (7) 納入しようとする物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム管理課システム基盤担当 日向野、清水 電話048-830-2265（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月20日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月19日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月19日（木）午後5時まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部システム管理課 平成24年7月20日（金）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年7月3日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年 6 月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of server equipment regarding an Information Network Communication System for the Saitama Prefectural Government, and its operation and management.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., July 20, 2012

By registered mail or in person: 5:00 p.m., July 19, 2012

(3) Contact Information:

Systems Management Division, Department of Planning and Finance
Department Saitama Prefectural Government Takasago 3-15-1,
Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301 Telephone. 048-830-2265

告 示

埼玉県告示第七百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 科学芸術学際研究所 I S T A

三 代表者の氏名

高木 隆司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市北原二丁目五番二十八号鈴木第二ビル二一

五 定款に記載された目的

本法人は、学術研究、特に、直接利益を生まない基礎（自然、人文、社会）科学研究、学際研究、芸術創造活動などの重要性を直接市民に訴え、幅広い国民各層に根を下ろした学術・文化の基盤整備、科学・芸術異分野コミュニケーションによる文化創造活動の活性化を目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人シニアドいきいき埼玉

三 代表者の氏名

松村 嘉亮

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市栄町一丁目百二十八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県民シニアの皆様へ、パソコンの指導者養成講座を開講・育成する。そして、その指導者を介し、広く県民の高齢者がパソコンやインターネットを活用できるようにします。

これにより、県民シニアの皆様がコミュニケーションを活発にして孤独死などない楽しく生き生きとした活動的な生活が送れるようにすることを目的とします。

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアサポートすずらん

三 代表者の氏名

船橋 正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡小川町大字小川七百三十二番地十

五 定款に記載された目的

この法人は、家庭で生活しているお年寄りや体の不自由な方、及びその家族の方々に対し、誠心誠意あるサービスを積み重ねます。そしてそのことにより、ご利用者が安心して自分らしい生活と自立が出来るよう、また少しでも生活の質を高めることが出来るように誠意あるサービスを提供する活動を行い、地域の社会福祉増進に努めることを目的とする。

告示

埼玉県告示第七百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
40,821,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告示

埼玉県告示第七百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県電子入札共同システム用インターネットデータセンターの運用管理業務等委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 24 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3 丁目 19 番 2 号
- 5 契約金額
30,561,300 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第七百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県吉川市大字川藤二百七十番二の一部、二百七十番三の一部、二百七十番五の一部、四百七十五番二の一部、四百七十六番二の一部、四百七十八番六の一部、四百七十九番一の一部、四百七十九番八の一部、四百七十九番九の一部、四百八十番三の一部、四百八十番四の一部、四百八十二番一の一部、四百八十二番二、四百八十三番一の一部、四百八十三番二の一部、四百九十八番一の一部、四百九十八番二の一部、五百七十三番の一部、五百七十四番の一部、五百七十九番の一部、五百八十三番の一部、五百八十三番二の一部、五百八十三番三の一部、五百八十四番、五百八十五番二、五百八十七番二、五百八十九番一の一部、五百八十九番二、五百八十九番四、五百八十九番五の一部、五百八十九番六、五百九十番三、五百九十番四、五百九十番五、五百九十一番四、五百九十一番五、五百九十一番八、五百九十一番九、六百三番三、六百三番四、六百四番四、六百四番五、六百五番一、六百五番二の一部、六百六番二の一部、六百六番三の一部、四千二百三十一番三の一部、四千二百三十一番五の一部、四千二百三十一番七の一部、四千二百三十一番八、四千二百三十一番九、四千二百三十一番十、四千二百五十番二の一部、四千二百五十番五の一部、大字須賀百八十五番二の一部、百八十九番一の一部、百八十九番二、百八十九番三の一部、百八十九番五の一部、百九十番二の一部、百九十三番二の一部、二百五十四番七の一部、二百五十五番五の一部、二百五十六番一の一部、二百五十八番三の一部、二百五十九番二の一部、二百五十九番四の一部、二百五十九番九の一部、二百五十九番十一の一部、二百六十八番一の一部、二百六十八番三の一部、二百六十八番四の一部、二百六十八番六の一部、二百六十八番七、二百六十八番八の一部、二百六十八番十一の一部、二百六十九番四、二百六十九番五、二百七十一番三、二百七十一番四、二百七十二番三、二百七十二番六、二百七十三番一、二百七十三番二の一部、三百五十三番二の一部、三百五十三番三の一部、三百五十四番二の一部、三百五十五番の一部、三百五十六番二の一部、三百五十七番三の一部、三百五十八番三、三百五十八番四の一部、三百五十九番一の一部、三百五十九番二、三百六十番の一部、三百六十一番一、

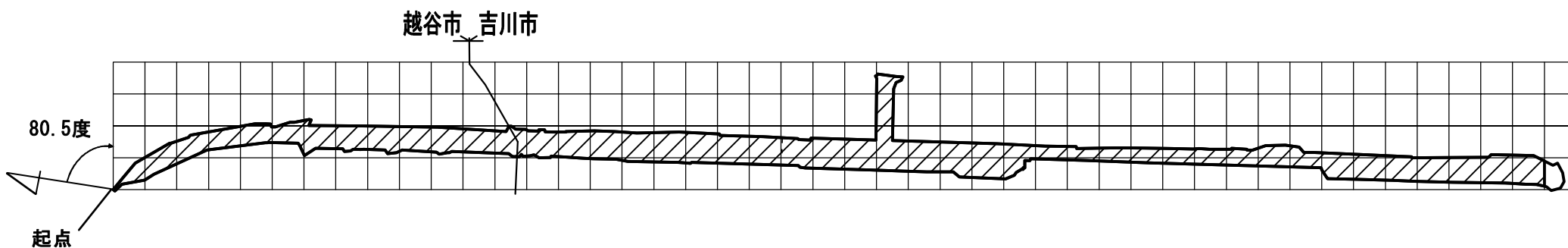
三百六十一番三の一部、三百六十二番三の一部、三百六十三番一の一部、三百六十三番二の一部、三百六十三番三の一部、三百六十三番五の一部、三百六十三番六の一部、三百六十三番七の一部、三百六十四番二の一部、三百六十五番一の一部、三百六十五番二の一部、三百六十五番四の一部、三百六十五番五の一部、三百六十八番一の一部、三百六十八番三、三百六十九番一の一部、三百六十九番三、三百六十九番四、三百六十九番五の一部、三百七十番一の一部、三百七十番二の一部、三百七十番三の一部、四百九番三の一部、四百三十五番の一部、四百三十七番の一部、四百三十八番の一部、四百三十九番一の一部、四百三十九番二の一部、四百四十番の一部、大字川野一番二の一部、六百二十一番十二、六百二十一番二十四の一部、六百二十一番二十七、六百二十一番三十、六百二十二番一の一部、六百二十三番二の一部、六百二十三番六の一部、六百二十三番七、六百二十三番八、六百二十八番二、六百二十九番二、六百三十番四、六百三十一番一の一部、六百三十一番三、六百三十三番一の一部、六百三十三番二の一部、六百三十四番一の一部、六百三十四番二の一部、六百三十四番四、七百九番五の一部及び七百九番九の一部)

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）



< 起点 >
 起点は調査範囲を含む敷地の最北端（越谷市大字増森1396-4）とする。
 < 格子の回転角80.5度 >
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して30m間隔で引いた線により形成された格子を、起点を交点として右回りに回転した角度を示す。

< 凡例 >
 ———— : 30m格子線
 ———— : 対象範囲
 ▨ : 形質変更時要届出区域
 (規則58条第4項第9号に該当する場所)

< 区域面積 >
 吉川市 : 23,300m²
 越谷市 : 7,800m²
 合計 : 31,100m²

告示

埼玉県告示第七百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢花園店

埼玉県所沢市花園一丁目二千三百十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十日

二 届出年月日

平成二十四年五月二十一日

二 縦覧期間

平成二十四年六月五日から平成二十四年十月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月五日から平成二十四年十月五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友小手指店

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

八 変更年月日

平成二十三年六月二十日

二 届出年月日

平成二十四年五月二十一日

二 縦覧期間

平成二十四年六月五日から平成二十四年十月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月五日から平成二十四年十月五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鳩ヶ谷店

埼玉県川口市坂下町二丁目五番十四号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県鳩ヶ谷市坂下町二丁目五番十四号

（変更後）埼玉県川口市坂下町二丁目五番十四号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十日外

ニ 届出年月日

平成二十四年五月二十一日

二 縦覧期間

平成二十四年六月五日から平成二十四年十月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月五日から平成二十四年十月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目八番八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

八 変更年月日

平成二十三年六月二十日

二 届出年月日

平成二十四年五月二十一日

二 縦覧期間

平成二十四年六月五日から平成二十四年十月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月五日から平成二十四年十月五日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R川越駅ビル

埼玉県川越市脇田本町一八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 清野智

（変更後）東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 富田哲郎

ハ 変更年月日

平成二十二年六月二十三日

ニ 届出年月日

平成二十四年五月二十二日

二 縦覧期間

平成二十四年六月五日から平成二十四年十月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月五日から平成二十四年十月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

平成二十四年埼玉県告示第百十五号で公示した公共測量（基準点測量、水準測量）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

平成二十四年埼玉県告示第百十六号で公示した公共測量（基準点測量、水準測量）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百七十四号

平成二十四年埼玉県告示第百十七号で公示した公共測量（デジタル撮影 地上画素寸法二十センチメートル）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百七十五号

平成二十四年埼玉県告示第二百七十二号で公示した公共測量（基準点測量、水準測量）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

平成二十四年埼玉県告示第三百四十一号で公示した公共測量（基準点測量、水準測量）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七七七十七号

平成二十四年埼玉県告示第三百四十二号で公示した公共測量（基準点測量、水準測量）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七七七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立蓮田特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6番18号
- 5 契約金額
158,181,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第七七七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立本庄特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間1丁目20番36号
- 5 契約金額
30,135,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第七百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十四年度及び平成二十五年度において県が締結する県立特別支援学校のスクールバスの運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 一般競争入札参加資格者

県立特別支援学校のスクールバスの運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、資格を有するとして認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は一般競争入札参加資格者を県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格登録名簿に登録するものとする。

二 資格審査の認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から二年を経過しない者

ニ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

ホ 次のいずれにも該当する者

(1) 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて二年以上経過していない者

(2) 道路運送法第三条第一号ロの一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて五年以上経過していない者

(3) 道路運送法第三条第二号の特定旅客自動車運送事業の許可を受けた期間が、

通算で五年未満の者

へ 運行業務に必要な許可を受けられない者

三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A級、B級及びC級の三つの格付に区分して定める。

四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 事業用自動車の台数

(3) 従業員の数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 総資本経常利益率

(3) 固定資産自己資本率

ニ 営業期間

ホ 免許、許可又は過去の業務実績

ヘ 障害者雇用状況

ト ISO14001の認証取得状況

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式の申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならぬ。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 営業所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）

第十条第一項に規定する登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

ホ 申請者が個人である場合は、市区町村長が発行する身分証明書の写し

へ 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）

ト 申請者が法人である場合は、決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

チ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）

リ 県民税及び事業税の納税証明書（申請日の直前一年間の事業年度に係るもの。

法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

又 消費税及び地方消費税の納税証明書

ル 障害者雇用状況報告書の写し（従業員数が五十六人以上の事業者のみ必要とする。）

ヲ 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）

ワ ISO14001認証取得登録証の写し（認証取得登録を受けている場合のみ必要とする。）

カ 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）

ヨ 在籍証明一覧表

タ 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）

レ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

六 申請書の配布及び提出場所

〒三三〇―九三〇― 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

庁第二庁舎十階 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当

電話〇四八―八三〇―六八八〇

七 資格審査の申請時期

申請者は、随時に、申請書を知事に提出することができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

九 資格の有効期間

資格を認定した日から平成二十六年三月三十一日までとする。

十 申請書等の作成に用いる言語等

イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない

らない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額は、日本国通貨により表示しなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の請求等

知事は、資格審査に際し、必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金

ヘ 電話番号及びファクシミリ番号

ト 登録、免許、許可等に関する事項

チ 障害者雇用状況

リ ISO14001の認証取得状況

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

イ 二イ、ロ又は二のいずれかに該当する者となつたとき。

ロ 営業に關し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十

四号）第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反して公正取引委員会から告

発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。

へ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。

ト 安全運行の確保が困難であると認められるとき。

処理欄	受付日		登録番号
	年 月 日	市 町 村	

処理欄には記入しないでください。

県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書

埼玉県が行う平成24年度及び平成25年度の県立特別支援学校のスクールバスの運行業務の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請いたします。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを宣誓します。

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 (〒 -)
住所又は所在地

(ふりがな)
商号又は名称

(ふりがな)
代表者職・氏名 印

電話番号 (- -)

添付書類

- 1 一般競争入札参加資格審査項目票
- 2 営業経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)
- 3 営業所一覧表
- 4 申請者が法人の場合: 商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書
- 5 申請者が個人の場合: 市区町村長が発行する身分証明書
- 6 申請者が個人の場合: 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書(被保佐人又は被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書)
- 7 申請者が法人の場合: 決算報告書の写し(直近時決算のもの1か年分)
- 8 申請者が個人の場合: 所得税確定申告書等の写し(直近時申告のもの1か年分)
- 9 県民税及び事業税の納税証明書(埼玉県内の事業所に係るもの直近1か年分。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの)
- 10 消費税及び地方消費税の納税証明書
- 11 障害者雇用状況報告書の写し(従業員数が56人以上の事業者のみ)
- 12 障害者雇用の証明書(障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ)
- 13 ISO14001認証取得登録証の写し(登録を受けている場合のみ)
- 14 委任状(入札、契約、代金の請求等を代理人に委任する場合のみ)
- 15 在籍証明一覧表
- 16 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し(一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの)
- 17 同意書(被保佐人、被補助人又は未成年者の場合のみ)

(注)番号の前に 印を付してある書類は、添付を省略することができないものです。

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子計算機等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額
773,923,620円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

機動救助車（NBC車） 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年3月25日（月）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 入札説明書に示す書類を平成24年7月6日（金）午後5時までに次の場所に郵送、又は持参し、審査の結果、納入しようとする物品について仕様書に示す各要求事項に適合することを認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課車両係 電話048-832-0110 内線704-312

- (6) 納入しようとする物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月17日(火)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月13日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月17日(火)午前10時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年7月17日(火)午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年7月10日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年 6 月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Movement rescue vehicle(NBCvehicle) .
- (2) Time-limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 a. m., July 17,2012 By mail;5:00p.m., July 13,2012 In person;10:30 a.m., July 17,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第七百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年六月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

重要犯罪捜査支援システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年2月1日(金)から平成32年1月31日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係 新藤 電話048-832-0110 内線2292

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月17日（火）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月13日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月17日（火）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 平成24年7月17日（火）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年7月3日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成24年6月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leaced:A leace of Central Computer and Apparatus for supporting the investigation of an inportant crime
- (2) Time-limit for the tender:By the electronic tendar system;By 9:50 a.m. July 17, 2012 By mail;5:00p.m. July 13, 2012 In person;9:40 a.m. July 17, 2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Facilities Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext.2292

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年六月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

一 道路の種類 県道

二 路線名 菅谷寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>字蜻蛉橋一九一番一地先まで</p>	<p>比企郡嵐山町むさし台二丁目三四 番地二地先から同郡同町大字志賀</p>	<p>区 間</p>
<p>一三〇・七三 一三三・〇〇</p>	<p>一〇・四九 三三〇・七三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五四・七八</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>工区</p>	<p>地方特定道路(交通安全) 全(整備工事(むさし台</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十三年十一月二十九日

指令越建セ第二三〇〇四六〇号

二 検査済証番号

平成二十四年五月三十一日

越建セ第九四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字十八丁二千八百六十一番三十三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県吉川市高富二丁目七番地十五

松本 秀行

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年五月三十日

指令越建セ第二二〇〇三三一号

二 検査済証番号

平成二十四年六月一日

越建セ第一〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大島字浦百二十七番四、百二十七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目三番一六号メナージュ杉戸二〇三

大島 央典